

コンピュータ通信網サービス（分譲地特別プラン） ご利用規約
株式会社 QTnet

株式会社 QTnet（以下、「当社」といいます。）は、コンピュータ通信網サービスの提供先が別に定める特定の分譲地の場合において本利用規約（以下「本規約」）を制定します。なお、本規約に記載のない事項は当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」および「BBIQ 光テレビサービス（福岡・熊本・宮崎）契約約款」、「BBIQ 光テレビサービス（鹿児島）契約約款」、「BBIQ 光テレビサービス（玄海町）契約約款」（3つを以下、「BBIQ 光テレビサービス契約約款」といいます。）によるものとします。

第1条 （用語の定義）

この利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
2 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
3 第3種契約	当社から第3種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
4 第3種契約（分譲地特別プラン）	第3種契約のうち、本規約に定める契約
5 第3種契約者	当社と第3種契約または第3種契約（分譲地特別プラン）を締結している者
6 光テレビ契約	当社から光テレビサービスの提供を受けるための契約
7 光テレビ契約（分譲地特別プラン）	光テレビ契約のうち、本規約に定める契約
8 契約者回線	第3種契約および光テレビ契約に基づいて、コンピュータ通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
10 消費税相当額	消費税法（1988年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（1950年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2条 （本規約の変更）

- 1 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他のサービスの提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社は、この規約を変更する場合は、変更後の規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- 3 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

第3条 (契約申込みの方法)

契約者は第3種契約（分譲地特別プラン）の利用を希望する場合には、本規約の内容を承諾し、所定の方法により契約申込みを行っていただきます。

第4条 (料金について)

- 1 第3種契約（分譲地特別プラン）の利用開始に伴う手続き費用について、料金表1に規定する、料金の支払いを要します。
- 2 第3種契約（分譲地特別プラン）の利用開始日を含む暦月から起算して、契約の解除のあった日を含む暦月までの期間について、コンピュータ通信網サービス契約約款に定める月額料金表5月額利用料金から、料金表2および3に定める金額を減額した料金の支払いを要します（月額利用料金については日割しません）。
- 3 光テレビ契約（分譲地特別プラン）の利用開始日を含む暦月から起算して、契約の解除のあった日を含む暦月までの期間について、BBIQ光テレビサービス契約約款に定める別表2地デジBSプランから、料金表4に定める金額を減額した料金の支払いを要します（月額利用料金については日割しません）。
- 4 料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。
- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第5条 (契約者回線の移転)

- 1 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。
- 2 契約者回線の移転に係る費用および、移転先での月額料金は、「コンピュータ通信網サービス契約約款」によるものとします。

料金表 1 初期費用

区 分	単 位	料金額
契約事務手数料	1 の工事ごとに	800円 (税込額 880円)

工 事 の 種 類		単 位	工事費の額
第3種契約に関わるもの	標準工事費		
	契約手続きに係る工事	1 の工事ごとに	2,000円 (税込額 2,200円)
	配線設備に係る工事	1 の工事ごとに	25,000円 (税込額 27,500円)
	回線終端装置等に係る工事	1 の工事ごとに	9,000円 (税込額 9,900円)
ア 当社は、標準工事費から次表に規定する額を減額して適用します。			
工事の種類		単 位	工事費の減額
配線設備に係る工事		1 の工事ごとに	8,300円 (税込額 9,130円)
イ 第3種契約（分譲地特別プラン）において、土日祝日に料金表1の工事を実施する場合は、料金表1の額に3,000円（税込額 3,300円）を加算して適用します。			
ウ 第3種契約（分譲地特別プラン）は、コンピュータ通信網サービス契約約款に定める「分割した工事費（標準工事費）および分割した工事費に相当する割引の適用（標準工事費相当割）」の適用対象外とします。			

料金表 2 第3種契約（分譲地特別プラン）月額料金の割引

品 目	単 位	区分	契約申込み日	料金額
ホームタイプのもの	1 の契約者回線ごとに	区分1	2023年11月30日申込み分まで	1,000円/月 (税込額 1,100円/月)
			2023年12月1日以降申込み分	1,300円/月 (税込額 1,430円/月)
		区分2	2023年11月30日申込み分まで	800円/月 (税込額 880円/月)
			2023年12月1日以降申込み分	1,100円/月 (税込額 1,210円/月)
ア 第3種契約（分譲地特別プラン）は、コンピュータ通信網サービス契約約款に定める「新規利用に係る料金の適用（ギガスタート割）」の適用対象外とします。				
イ 区分は回線提供先の分譲地により、どちらか一方の割引が適用されます。				

料金表 3 第3種契約（分譲地特別プラン）長期継続利用申出に係る料金の適用

契約種別	継続して利用する期間	契約申込み日	月額料金の減額
BBIQ つづけて割 (3年約 束)	長期継続利用の申出のあった日を含む料金月の翌料金月から起算してその料金月から36ヵ月後の料金月の末日まで	2023年11月30日申込み分まで	800円 (税込額 880円)
		2023年12月1日以降申込み分	500円 (税込額 550円)

ア 当社は長期継続利用期間が満了する場合は、長期継続利用期間が満了する月の翌料金月から長期継続利用期間を更新して適用します。

イ 長期継続利用期間には、第3種コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断または利用停止があった期間を含むものとします。

ウ 長期継続利用期間には、第3種コンピュータ通信網サービスの利用休止または移転に伴って契約者回線を利用できなくなった期間は含まないものとします。

エ 当社は、長期継続利用期間に係る契約者回線について、その第3種契約の解除またはタイプの変更があった場合は、長期継続利用を廃止します。

オ 第3種契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表の額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

カ 第3種契約の申込時期および長期継続利用期間の更新時期に応じて、以下の区分を適用します。

区分1：区分2以外のもの

区分2：2022年7月1日以降に契約申込があったものまたは2022年7月1日以降に長期継続利用期間を更新した場合のもの

1 契約者回線ごとに

契約種別	長期継続利用期間の経過月数	途中解約料	
		区分1	区分2
BBIQ つづけて割	12ヵ月未満	25,000円 (税込額 27,500円)	契約解除月前月の第3種契約に係る定額利用料1ヵ月分の月額料金相当額
	12ヵ月以上24ヵ月未満	20,000円 (税込額 22,000円)	
	24ヵ月以上36ヵ月未満	15,000円 (税込額 16,500円)	
	36ヵ月以上39ヵ月未満	無料	無料

	39ヵ月以上72ヵ月未満	12,500円 (税込額 13,750円)	契約解除月前月の第3種契約に係る定額利用料1ヵ月分の月額料金相当額
	72ヵ月以上75ヵ月未満	無料	無料
	75ヵ月以上 (36ヵ月毎の更新月から更新月の翌々月までを除く)	10,000円 (税込額 11,000円)	契約解除月前月の第3種契約に係る定額利用料1ヵ月分の月額料金相当額

キ 区分2において、契約解除月前月の第3種契約者回線が移転または利用休止中の場合は、移転や利用休止の前月の第3種契約に係る定額利用料を適用します。第3種契約の提供を開始した日を含む月またはその翌月に第3種契約の解除があった場合は、契約解除月当月の第3種契約に係る定額利用料1ヵ月分の月額料金相当額を適用します。

ク 区分2において適用された料金月に、長期継続利用申出に関わる料金、九電グループまとめてあんしん割に係る料金、およびその他当社が別に定める割引が適用されている場合は、その料金を減額して適用します。

料金表4 光テレビ契約（分譲地特別プラン）月額料金の割引

品 目	単 位	料金額
地デジ・BSプラン (タイプ2・にねん約束コース)	1の契約者回線ごとに	750円/月 (税込額 825円/月)
ア 光テレビ契約（分譲地特別プラン）は、BBIQ光テレビサービス契約約款に定める「別表2 基本サービス 備考5」の適用対象外とします。		

附則

(実施期日)

- この利用規約は、2023年8月1日から実施します。
- 2023年8月1日以前に契約申込みがあった場合は、申込みの時点からこの利用規約を適用します。

附則

(実施期日)

- この利用規約は、2023年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- この利用規約は、2023年12月1日から実施します。